

JIS

一般電気抵抗用線，条及び板

㊦ JIS C 2532 : 1999

(2005 確認)

平成 11 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 51. 11. 1 改正：平成 11. 12. 20

官 報 公 示：平成 11. 12. 20

原案作成協力者：日本電気抵抗合金工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 非鉄金属部会（部会長 神尾 彰彦）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

JIS 規格ご利用者各位

この規格票には、旧 JIS マーク表示制度による旧 JIS マーク(㊄)が付されており、これは、旧制度に基づき JIS マーク表示の対象として指定された品目であることを示していましたが、平成 20 年 10 月 1 日からは新 JIS マーク表示制度となり、指定品目制度は廃止されております。

平成 20 年 10 月 1 日

(財) 日本規格協会

日本工業規格

JIS
C 2532 : 1999

一般電気抵抗用線，条及び板

正 誤 票

区分	位 置	誤	正
本体	表 2 一般電気抵抗用銅マンガン，合金の記号の欄	CCM44	GCM44

平成 17 年 2 月 1 日作成



一般電気抵抗用線、条及び板

C 2532 : 1999

Electrical resistance wires, ribbons and sheets for general use

序文 この規格は、1971年に第1版として発行されたIEC 60182-4, Basic dimensions of winding wires—Part 4 : Diameters of conductors for round resistance wiresを元に、対応する部分(6. 寸法及びその許容差のうち、線の直径)については、対応する国際規格を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない規定事項(2.~5.及び7.~12.)を日本工業規格として追加している。この規格(付表2, 3)のうち、点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。

なお、現在IEC 60182-4は1990年に廃止され、IEC 60317-0-1, Specifications for particular types of winding wires—Part 0 : General requirements—Section 1 : Enamelled round copper wireに移行されている。移行後の国際規格の適用範囲はこの規格の適用範囲と異なるため、当該規格とは対応関係がない。

1. 適用範囲 この規格は、体積抵抗率が $1.5 \mu\Omega \cdot \text{m}$ 以下の電気抵抗用合金線、条及び板(以下、線、条及び板という。)について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

IEC 182-4 : 1971, Basic dimensions of winding wires Part 4 : Diameters of conductors for round resistance wires

2. 引用規格 付表1に示す規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- a) **条** 板材を長さ方向に切断し巻き取ったもの。
- b) **体積抵抗率** 単位断面積、単位長さの電気抵抗($\Omega \cdot \text{m}$)。
- c) **平均温度係数** 電気導体の温度による電気抵抗変化率を所定の温度区間における温度差で除した値。通常、 $\bar{\alpha}$ で表す。
- d) **導体抵抗** 均一な断面積をもつ電気導体の長さ方向における所定の長さ当たりの電気抵抗(Ω)。通常、1 m当たりの電気抵抗(Ω/m)、又は1 km当たりの電気抵抗(Ω/km)。

4. 種類及び記号 種類及び記号は、表1による。